

(令和6年6月議会に提出しました)

昨年10月26日、韓国世宗大学教・授朴浴河氏の著書「帝国の慰安婦」が名誉棄損罪に問われた上告審判決で、最高裁は審理をソウル高裁に差し戻し、本年4月12日ソウル高裁は逆転無罪の判決を言い渡しました。

この判決に対して、検察側は同月19日の期限までに再上告しなかったため、朴教授の無罪は確定しました。

朴氏は「帝国の慰安婦」のなかで、日本軍の道義的責任は問うものの、強制連行説を否定しています。

令和元年6月定例会で、私どもの請願に反対の立場を代表し、日本共産党の議員からは次の発言がありました。「日本軍慰安婦問題は、日本が起こした侵略戦争のさなかに植民地にしていた台湾、朝鮮、中国などで、女性たちを強制的に集め、性行為を強要した非人道的行為であり、1991年から本格的に行われた日本政府による調査を始め司法の場での繰り返しの事実認定においても、既に明らかになっていることであります。」

この発言が事実であるとすれば、ソウル高裁が朴教授に無罪の判決を言い渡すはずがありません。慰安婦問題の本質は、強制連行の有無です。総務委員会で度々繰り返された「ある発言（強制連行と売春を同列に置く発言）」は、本質的な論点を見えにくくし、女性の人権の軽視であり、戦没者の名誉を貶め、我が国に性奴隷制があったものとし、韓国の竹島領有権の主張に与し、日米韓の離間を目論む勢力に手を貸すものです。

平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を再検証されたうえで、撤回もしくは無効とされる決議を求めます。

私どもが「平成25年6月26日付で採択された慰安婦に関する請願とこれに基づく意見書」の撤回を求める請願を初めて提出したのは平成26年でしたが、これを本格化させたのは、令和元年の6月議会からです。

その令和元年の6月議会本会議で、私どもの請願を不採択とする討論において、表題に記しました耳を疑うような問題発言が堂々とされたのです。(※発言内容は表題をご覧ください。全文は添付資料※1に記載しました)

私どもは、問題発言の中にある「司法の場での強制連行の繰り返しの事実認定」の具体例の提示を幾度も求めましたが、無視されました。この発言は、この問題の核心を象徴するものであり、見過ごしてはなりません。

私どもの一連の請願書は「性奴隷制」や「慰安婦強制連行説」の根拠となる事例は一点も確認されていないことは明確であるとの前提で作成してきました。当然ですが、これに対する合理的な反論はありませんでした。

しかし、従来から繰り返されていた独自の論理性をもつ「ある発言」が、この「問題発言」を正当化させるばかりでなく、竹島を占拠する韓国側を利する論理であること等を、今回の請願書では指摘させていただきます。

その「ある発言」とは、平成26年12月9日の総務委員会での「自分で手を挙げようが、強制連行だろうが、そういうふうなことはあっちゃいけない…」という発言であり、その場では同じ発言を3回しておられます。

令和4年あたりから私どもの請願書が無視され、まともな議論が一切行われない委員会の運営に至るまでには、添付資料※2のように、毎回のようにこの「ある発言」を繰り返しておられます。

この「ある発言」自体は、誰が聞いてもうなずくものであり、前後に「女性の人権」があれば、誰も異論を唱えられるものではありません。それは「戦争の被害から見た人類の普遍的な女性の人権」だからです。

しかし「強制連行」と「売春」という全く違う事案を同列に置いた言葉は、必ずしも善意の発言ばかりとはならず、時として不合理な事態を招くことを認識するべきです。幾つかの不合理な事例を示します。

① 平成25年、当時大阪市長だった橋下徹氏が、在沖縄米軍兵士の少女暴行事件といわゆる従軍慰安婦の問題をセットで語ったことが国際社会の誤解を招き大問題となりました。

橋下氏は、「軍隊に慰安婦制度は必要であった、沖縄海兵隊司令官に風俗業を活用してほしいと述べたとの発言をした」(日本弁護士連合会の抗議文より抜粋)

女性を性暴力から守ることと売春を、同時に語る論理性は女性の人権を軽視していることになるのです。

② 2020年5月27日、中央日報日本語版には次のような記事が掲載されています。【韓国慰安婦被害者の李容洙さんは25日の記者会見で「私がなぜ性奴隷ですか。その汚い『性奴隷』という言葉なぜ使うのかと聞くと、米国が聞く耳を持つように、米国の人々が怖がるように(言うのだと)。話にならない」と声を高めた。】

貧しい家族のために、誇りを失わず春をひさぐ女性がいたことを見落としてはいけません。

- ③ 民族間の紛争で民族浄化とも言われる事態に見舞われた女性たちは「性奴隷」という悲惨な状況に置かれていたことは、国連などの報告によってその事例を知ることができます。

その被害の当事国の方々に、慰めや励ましの言葉を掛けるとしても、決してこの二つの事案を同列に置くような思考を持ってはならないことは言うまでもありません。

- ④ 「強盗だろうが窃盗だろうがない方がいい」に置き換えてみればよく分かります。

窃盗犯と強盗犯を同一に扱うことはあり得ません。しかしどちらも被害者は犯人に同意をしていません。

買春と強制連行を同一に扱うことは、無実の人間を人として最も卑劣な犯罪者として貶めることです。

しかも、売春は不本意であったにせよ、双方の合意があったはずであり、この点を無視してはなりません。

双方の合意の有無を無視して「強制連行」と「売春」をセットで語り、旧日本軍を貶めようとする発言は愧ずべきものです。

- ⑤ 米下院議員、トム・ラントス下院外交委員長がホン・イルソン元米バージニア州韓国人会会長に知恵を授けたという。ラントス氏は「慰安婦問題を韓日の歴史問題としてアプローチすればあなた方に不利だ」「人間の普遍的な女性、人権、戦争の被害の観点から見るようにすべきだ」と提言したというのだ。歴史的な事実では勝てないから歴史認識で戦えということだ。】(2021-10-08) 産経新聞 竹島を考える 下條正男氏

「強制連行」と「売春」を同列におくことは「歴史的な事実」を「歴史認識」にすり替える論理を孕んでいます。

韓国は慰安婦問題を普遍的な女性の人権問題として、慰安婦問題と竹島問題を一体化させて、竹島が日本によって収奪されたものであった、という歴史認識を確立させています。そこでは慰安婦たちは当然のように強制連行させられたとの強い主張があります。「ある発言」はトム・ラントスがホン・イルソン授けた論理と全く同じものであると認識するべきです。(添付資料※3 令和4年5月議会に提出した請願書から一部抜粋)

確かに平時であり、理想論を述べるにあたって「女性の人権の為に強制連行も売春もない方がいい」という論理は許容されるでしょう。しかし、事の本質は表題に記したような強制連行の有無であり、それを本当に司法が認めたのか、ということです。

平成25年6月26日付で採択された請願書に書かれている「性奴隷制」が本当に我が国にあったのかという議論に、「強制連行」と「自分で手を挙げた女性」を同列に語るべきでないことは明らかです。

島根県議会の決議はすでに少なくない影響を海外にも及ぼしているでしょう。

島根県議会は事実無根の性奴隷制説や強制連行説によって、将来の子どもたちを苦境に陥れるお考えですか。

平成26年6月20日に内閣官房と外務省を事務局とする河野談話作成等に関する検討チームから出された「河野談話を巡る日韓間のやりとりの経緯」が、河野談話は強制連行を認めたものではないことの認識を、国内の世論に定着させました。この報告書が公式に出された件も何度も指摘しましたが一切無視されました。

「強制連行されようが、自分で手を挙げようが」との発言は、政府の公式見解を無視するための心ない方便としか思えません。

令和5年12月、ハーバード大学のマーク・ラムザイヤー教授が執筆された「慰安婦性奴隷説・完全論破」という書籍の日本語版が出版されました。そのなかで次の指摘があります。

「日韓の和解を妨げようとする挺体協の真の目的は(中略)慰安婦問題を政治的目的のために使い、安全保障に関する米日韓のパートナーシップに楔(くさび)を打ち込むことである。」

「強制連行されようが、自分で手を挙げようが」という強制性の有無をない交ぜにする論理は、無意識のうちに挺体協の真の目的に加担することになる諸刃の論理でもあることを、認識していただかなければなりません。

平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を再検証されたうえで、撤回もしくは無効とされる決議を求めます。

添付資料※1

令和元年6月定例会

最後に、請願第1号「“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書”の撤回決議を求める請願」についてであります。

本請願は、平成25年、2013年の6月定例会において可決した意見書の撤回を求めるものであります。

意見書は、慰安婦問題は女性の人権、人間の尊厳にかかわる問題と指摘し、日本政府に対し、この問題に対しての誠実な対応を求めるとし、1つに、河野談話を踏まえ、その内容を誠実に実行すること、2つに、被害女性が二次被害をこうむることがないように努め、名誉と尊厳を守るべく真摯に対応することを求めるものです。

日本軍慰安婦問題は、日本が起こした侵略戦争のさなかに植民地にしていた台湾、朝鮮、中国などで、女性たちを強制的に集め、性行為を強要した非人道的行為であり、1991年から本格的に行われた日本政府による調査を始め司法の場での繰り返しの事実認定においても、既に明らかになっていることであります。よって、意見書の内容は極めて当然の良識ある要求であると考えます。

また、慰安婦問題で軍の関与と強制性を認めた河野談話では、歴史研究、歴史教育を通じてこのような問題を長く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないと明記されていることを強調するものです。

これらの理由により、不採択とした委員長の報告に賛成であります。以上です。

添付資料※2

平成28年12月9日 総務委員会

「自分で手を挙げられようが、強制連行だろうが、女性が体を売るようなことは、それはないにこしたことはないわね…」

平成30年3月8日 総務委員会

「むしろ、そういうことが、自分が手を挙げようが、強制連行されようが、そりゃあやっぱり…」

令和元年 総務委員会 (6月25日)

「強制連行であろうが、そういうふうな不幸な歴史は凝り返さない方がいいと、こう言っておるわけだけん、よその県議会がどうであろうと…」

令和元年9月26日 総務委員会

「それは強制連行であろうと、それから自分で手を挙げようと、そういうふうなことは、要するにそういう不幸は繰り返さない方がいいわねと、仮にそういうことがあったら…」

「それは強制連行であろうと自分が手を挙げようと、女性の人権っていう立場からいったら、それはもう繰り返さない方がいいわけで、申し訳なかったわねと、それは詫びるべきだろうと、こういうことですよ。

令和2年3月10日 総務委員会

「河野談話は否定できないと、その証左として韓国に500万円払ったと。私なんかには言わずと、だから河野談話は否定できないと言っとるから、我々としてはそういうことがあったとするならば、それははっきりいってその強制連行だろうが、自分で手を挙げようが、そういうふうなことは繰り返されん方がいいわねと…」

令和2年9月24日 総務委員会

「女性に対して、たとえそれは自分が手を挙げようとも、強制連行であろうとも、そういうこんなことは繰り返さない方がいいわねといった、女性の人権から言ってるわけであるから…」

令和2年12月8日 総務委員会

「だからそういう可能性があったとするならば、私は、例え自分で手を挙げようが、強制連行されようが、そういう不幸なことは女性の人権という立場から言っていないにこしたことはないわね。そんなことがあるんだったら、そら女性に謝らないかんでしょ。ところが政府は…」

「例え強制連行であろうと、例え自分で手を挙げようと、貧しい中でそういうことやったっていうことが、そういう女性には申し訳なかったわねと言うべきじゃないのと私は当時議長として判断して…」

令和3年3月9日 総務委員会

「それは女性が自分で手を挙げようが、強制連行させようが、そういうふうな女性が体を売るようなことは、行うことは歴史上繰り返されんがいいわねと、したがって、かりにそういうことがあったとするならば…」

「それ国に言わないかんですよ。国に、当時の強制連行でやろうが、自分で手を挙げようが、そののところはどうだろが、そういう事実があったとするならば、これが韓国だけだとするならば…」

令和3年6月24日 総務委員会

「そういうふうないわゆる従軍慰安婦という、要するに強制連行とか、あるいはそうじゃない、自分で手を挙げた人もおるかもしれんと、しかし、いついかなる時代が来ようとも、女性が体を売るようなことはないにこしたことはないわねと私はいったわけです。」

令和3年9月30日 総務委員会

「要するに強制連行だとか、いわゆる自分で手を挙げようが、そういうふうな事実が従軍慰安婦という施設の設置に関与をしたと、政府が関与をしたということは否定できないと言っとるわけですね」

「我々はそういうような女性が強制連行であろうと、自分が手を挙げようと、体を売るようなこと、そういうふうなことは繰り返されないほうがいいわねと、そういうことを言っとるわけでありまして…」

令和4年3月8日 総務委員会

「今、内藤委員がおっしゃったように、今言われたことは、あれ、全て政府に言われることですよ。基本的に我々は、何も河野談話を我々が放棄したわけじゃないわけですよ。あくまでも政府が否定できないと言ったから、言ったからだとするならば、私は女性のいわゆる人権として、それは強制連行であろうが、自分で手を挙げようが、そんなことはないにこしたことはないわねと。けども、現実問題として、河野談話の中で否定できないと、あった可能性があると言ったと言ってるわけだから、だとするならば、そういう方に対しては本当に気の毒だったと、こう言っとるわけですよ。」

添付資料※3

二、竹島問題と慰安婦問題を解決するために韓国側の戦術を読み取る（令和4年5月議会提出請願書より）

「竹島問題」「慰安婦問題」の両問題を本質的に解決していくための前提として必要なことは、なぜ韓国側は島根県の「竹島の日」制定以降、過激なほどに慰安婦問題を国際社会で声高に叫ぶようになったのかを検証することです。

下條教授は産経新聞で連載中の「竹島を考える」という論文（令和3年10月8日）で、米国を始めとする西欧諸国では慰安婦問題が人類の普遍的な女性被害の問題にすり替えられている理由について書かれています。

【2019年11月2日付の韓国紙、朝鮮日報で、慰安婦問題を「人類の普遍的な女性、人権、戦争の被害の観点」で論ずる背景をホン・イルソン元米バージニア州韓国人会会長が明らかにしている。

ホン氏によると、その知恵を授けたのはユダヤ系の米下院議員、トム・ラントス下院外交委員長だったという。ラントス氏は「慰安婦問題を韓日の歴史問題としてアプローチすればあなた方に不利だ」「人類の普遍的な女性、人権、戦争の被害の観点から見るようにすべきだ」と提言したというのだ。歴史的事実では勝てないから歴史認識で戦えということだ。】

また、ホン・イルソン氏は米国の州議会で東海併記の法案成立の過程において、その正当性を主張しています。

（島根県ホームページ、竹島問題研究所）（竹島 VS 独島 P148）

韓国側は「独島（竹島＝島根県隠岐の島町）が『日本海』にあると、日本領海内にあるようで適切ではない」との認識であり、呼称問題は竹島の領有権問題とも密接に絡んでいるのです。

NY州教育局「東海表記」勧告 韓国系地区議員働きかけ（2019年8月15日、産経新聞）

「日本海・東海」併記法案、米バージニア州で成立へ（2014年2月7日、日経新聞）

ホン氏は米国において竹島・慰安婦両問題を巧妙に結びつけ、その相乗効果を実現させています。その結果米国を始めとして世界中に慰安婦像がばら撒かれているのです。